

平成30年10月31日

各位



## 「<池田泉州>リバースモーゲージ 幸せ百年」の 取扱いを開始します

株式会社池田泉州銀行（頭取 鶴川 淳）は、「<池田泉州>リバースモーゲージ 幸せ百年」の取扱いを開始します。

この商品は“人生百年時代”を見据え、「セカンドライフをより豊かに過ごしたい」「老後の経済的な不安を取り除きたい」等、中高年齢層の方々の様々なニーズにお応えすべく、お持ちの住宅資産の有効活用をご提案することで、必要な資金確保のお手伝いをさせていただくものです。

### 記

1. 商品名 <池田泉州>リバースモーゲージ 幸せ百年

2. 取扱開始日 平成30年11月1日（木）

3. 商品内容

- (1) ご自宅に住み続けながら、ご自宅を担保に、あらかじめ設定したお借入限度額の範囲内で、必要に応じて何度でもお借入が可能なローン商品です。生活資金やリフォーム資金、医療にかかる資金などの、中高年齢層の方々の様々な資金ニーズにお応えできるものです。
- (2) お借入期間中は、月々のお支払いは利息のみとなり、お借入元金部分は、ご契約者がお亡くなりになった場合に、ご自宅の売却代金等で一括してご返済いただきます（※1）。なお、ご契約者がお亡くなりになられた後、ご自宅を売却せずに、配偶者さまにお借入れを引き継ぎいただくことも可能です（※2）。

※1 ご自宅の売却の際には、保証会社の事前承認が必要です。

※2 配偶者さまによるお借換えにあたっては、審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

4. 株式会社東京スター銀行と協働

本商品は、リバースモーゲージのパイオニアとして国内トップクラスの実績とノウハウをもつ、株式会社東京スター銀行（代表執行役頭取 CEO 佐藤 誠治／本店 東京都港区、以下「同行」）との協働により商品化に至ったものであり、同行グループの株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス（代表取締役社長 猿渡 幸太郎／本社 東京都新宿区）が保証業務を行います。

池田泉州銀行は、同行が持つ販売・審査・管理などにおけるノウハウを活用し、リバースモーゲージに積極的に取り組んでまいります。

以上



## 〈池田泉州〉リバースモーゲージ 幸せ百年

平成30年11月1日現在適用中

項 目	内 容
1. 商 品 名	〈池田泉州〉リバースモーゲージ 幸せ百年
2. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込み時のご本人さまの年齢が満55歳以上、かつ配偶者さまがおられる場合は配偶者さまの年齢が満50歳以上の方</li> <li>・ 税込年収が120万円以上の方</li> <li>・ 当行営業エリア内に所在するご本人さま名義の一戸建てまたはマンションに単身または夫婦のみで居住されている方</li> <li>・ 日本国籍の方（配偶者さまがおられる場合は配偶者さまも含みます）</li> <li>・ 保証会社の保証を受けられる方</li> </ul>
3. 資 金 使 途	自由（ただし、事業性資金、投機資金は除きます）
4. 借 入 金 額	100万円以上1億円以内（1万円単位） ※担保不動産の評価額に基づき銀行および保証会社で決定するお借入限度額の範囲内となります。
5. 借 入 期 間	終身
6. 借 入 金 利	変動金利
7. 返 済 方 法	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">元金</span> ご返済期限までに一括返済いただきます。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">利息</span> 毎月ご返済日にご指定された返済用普通預金口座から自動引落しいたします。
8. ご 返 済 期 限	ご本人さまがお亡くなりになられた6ヵ月後の応当日
9. お借入限度額の見直し	原則として毎年1回、お借入限度額の見直しを行います。 お借入限度額が減額された結果、お借入残高がお借入限度額を上回る場合には、差額を一括返済いただきます。
10. 担 保	ご本人さま名義の不動産に、保証会社が第1順位の根抵当権を設定させていただきます。
11. 保 証 人	保証会社の保証をご利用いただきますので、保証人は原則として必要ありません。
12. 保 証 会 社	株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス
13. 保 証 料	保証料は金利に含まれています。
14. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お借入れ後は原則として毎年1回、当行よりご本人さまへご連絡をさせていただきます。</li> <li>・ ご本人さまがお亡くなりになられた場合、ご返済期限までに、ご相続人さまに元金、利息および損害金を一括してご返済いただきます。担保不動産の売却によりご返済いただく場合、売却先の選定等はご相続人さまに行っていただきます。その場合は、必ず売買契約締結前に売却予定金額等を事前に当行へご連絡ください。</li> <li>・ ご返済期限までにご相続人さま全員が一括してご返済いただけないことが確実となった場合やご相続人さまが存在しない場合、ご相続人さま全員が相続放棄をされた場合などは、保証会社が当行に代位弁済を行います。</li> <li>・ 審査（担保となる不動産の審査を含む）の結果、お客さまのご希望に添えない場合もあります。</li> </ul>

